

長野市議会業務継続計画 (長野市議会 B C P)

令和 3 年 7 月 30 日策定

長野市議会

長野市議会業務継続計画（長野市議会BCP）

令和３年７月30日 議会運営委員会決定

令和４年11月21日 議会運営委員会決定

目次

- 1 計画策定の目的
- 2 対応の基本方針
- 3 本計画を適用する災害
- 4 大規模災害発生時の対応指針
- 5 各フェーズにおける行動指針一覧表
- 6 新型コロナウイルス感染症への対応指針等
- 7 長野市議会災害等対策連絡本部設置要綱
- 8 長野市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部設置要綱

1 計画策定の目的

令和元年東日本台風災害は、千曲川の堤防の決壊をはじめ、各地に越水や内水氾濫を発生させ、災害救助法の適用や激甚災害の指定を受ける甚大な災害を引き起こした。

議会としても執行部と連携しながら、その対応に当たった。

議会は、議事機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行を監視し、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映させるなど重要な役割を担っており、非常時においてもこの機能を維持しなければならない。

議員は、合議制としての議会の構成員としての役割を担うことを基本としつつ、地域における応急活動等に協力・支援する役割を担う必要がある。

この長野市議会BCPは、大規模な災害が発生した場合においても議会としての役割を適正に果たしていくこと、また、議会として、本市災害対策本部が応急活動等、災害対応に専念できる環境を整えていくことを目的に、議会としての対応の基本方針と議員の対応指針について策定するものである。

※BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）。災害など不測の事態を想定して業務継続の視点から対応策をまとめたもの。

2 対応の基本方針

- (1) 議会は、発災時は必要に応じて長野市議会災害等対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置し、長野市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、適宜情報を交換しながら、市対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- (2) 議員は、自身の安全を確保した上で、地域の一員として市民の安全確保と応急活動等に当たり、地域における共助の取組が円滑に行われるように努めるものとする。
- (3) 災害情報等については連絡本部を通じて市対策本部に提供し、及び入手するものとする。
- (4) 今後の会議の運営方針、議案の取扱い等については、適宜、議会運営委員会を開き、対応を協議する。

3 本計画を適用する災害

市対策本部が設置され、さらに、職員全員が全員配備（第3配備）となる大規模災害、その他、議長が本BCPの適用を必要と認める災害

4 大規模災害発生時の対応指針

(1) 組織としての対応指針

ア 本会議又は委員会を開催中の場合、議長又は委員長は、会議の休憩又は延会を宣告する。

イ 議長は、必要に応じ連絡本部を設置し、連絡本部会議の構成員を招集する。

ウ 議員からの災害情報等の報告については、連絡本部が一括して受け付ける。

エ 連絡本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(ア) 議員の安否及び被災の有無を確認すること（タブレットによる安否確認メール等による。）。

(イ) 市対策本部から被災状況及び災害対応に関する情報を収集し各議員に連絡すること。

(ロ) 各議員から被災状況、災害対応に関する意見及び要望事項を集約し、市対策本部へ伝達すること。

(ハ) 必要に応じ、長野市議会会議規則別表に定める長野市議会全員協議会の開催等を議長へ要請すること。

(ニ) 市対策本部からの依頼事項に関すること。

(ホ) 国、県、関係機関等に対する要望活動に関すること。

(ヘ) その他連絡本部の本部長が必要と認める事項に関すること。

(2) 議員個人としての対応指針

ア 本会議又は委員会を開催中の場合、議員は、自身の安全を確保する行動を取り、議長又は委員長の指示に従い、安全な場所に避難する。

イ 自身の安否に関する情報について、タブレットによる安否確認メールに応答する。

ウ タブレットによる応答ができない場合は、他の通信手段（電話、FAX、災害伝言ダイヤル等）を利用し、議長へ報告する。

エ 要救助者の救助活動に協力し、及び支援する。

オ 地域における避難所の管理・運営等への支援及び協力、当該地域や避難者からのニーズの把握等に努める。

カ 得られた災害情報や要望等の事項については、救助・救命に関わるなど緊急性の高いものは消防本部に緊急通報（119番）するなど、関係機関へ連絡し、それ以外の事項は連絡本部へ報告する。

キ 災害情報等は、連絡本部から入手する。

ク 議会再開の招集に応じられるよう、各議員において準備に取り組む。

ケ 議員の消防団等における活動については、災害時における議員の役割や活動と競合することが想定されるところであるが、本BCPの定める議員の役割や活動を優先するものとする。

5 各フェーズにおける行動指針一覧表

災害からの経過時間	長野市議会 災害等対策連絡本部	議長 (本部長)・(委員長)	議員(委員)	議会事務局職員
本会議(委員会)中に発生した場合	・設置(検討) 【本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の2の規定により長野市災害対策本部が設置されたとき、かつ、議長が必要と認めるとき】 ・BCPに記載の無い事項について協議	・会議を休憩し、議会事務局職員に対し、傍聴者の避難誘導その他安全確保を指示する。 ・災害の状況により、その日の会議を閉じる。 ・必要に応じ議員へ待機指示を行う。 ・議会運営委員会を開催し、定例会継続の可否、会期日程等の変更について協議を行う。	・被災者がいる場合は、救出・支援を行う。 ・議長(委員長)の指示に基づき避難行動を取る。 ・安全が確認されるまで議場(委員会室)に待機。安全確認後、退庁する場合は2次災害に留意する。 ・連絡本部会議構成員は、連絡本部会議の招集があった場合は参集する。	・議長(委員長)の指示に基づき、傍聴者の避難誘導を行う。 ・被災者がいる場合は、救出・支援を行う。 ・議場(委員会室)の被災状況の確認及び情報端末機器の動作確認を行う。

災害からの 経過時間	長野市議会 災害等対策連絡本部	議長 (本部長)	議員	議会事務局職員
本会議・委員会閉会中（休日・夜間） 1日以内	・設置（検討） 【本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の2の規定により長野市災害対策本部が設置されたとき、かつ、議長が必要と認めるとき】 ・BCPに記載の無い事項について協議	・自身の安全を確保 ・家族の安否確認 ・近隣住民の安否確認 ・家族並びに近隣住民と安全な場所へ避難 ・議会事務局へ登庁 ・長野市議会災害等対策連絡本部の設置について検討	・自身の安全を確保 ・家族の安否確認 ・近隣住民の安否確認 ・家族並びに近隣住民と安全な場所へ避難 ・タブレットによる安否確認メールへの応答（①家族の安否、②住居の被災状況、③避難先、④連絡先、⑤連絡方法、⑥会議への参集の可否） ・タブレットによる安否確認メールへの応答ができない場合、他の通信手段（電話、FAX、災害伝言ダイヤル等）を利用	・長野市BCPに基づき行動 ・議員へタブレットによる安否確認メールを一斉送信する。

災害からの経過時間	長野市議会 災害等対策連絡本部	議長 (本部長)	議員	議会事務局職員
2日以内	・(状況により) 設置 ・被害状況を集約し、市対策本部へ伝達する。 ・市対策本部から災害情報等を収集し、議員へ連絡する。 ・BCPに記載の無い事項について協議	・連絡本部を設置した場合は、その旨を議員へ連絡する。 ・本部長として指示を行う。 ・定例会開会直前の場合、議会運営委員会を開催し、定例会開催の可否、会期等について協議を行う。	・安否について未報告の場合は、引き続き報告に努める。 ・安全を確保しつつ住居周辺等の被害を把握し、連絡本部へ被害状況を★¹報告する。 ・状況により住民等と協力し応急活動を行う。	・安否確認の返信がない場合、議員の携帯電話や固定電話に連絡し、確認を行う。 ・長野市BCPに基づき行動
2日から 1週間以内	・(状況により) 設置 ・被災場所及び避難所等での情報収集並びに被災者からの相談等の内容を集約し、市対策本部へ伝達する。 ・市対策本部から災害情報等を収集し、議員へ連絡する。 ・議員へ必要により指示を行う。 ・BCPに記載の無い事項について協議	・連絡本部を設置した場合は、その旨を議員へ連絡する。 ・本部長として指示を行う。	・被災場所及び避難所等において情報収集を行い連絡本部へ★¹報告する。 ・避難所の運営や被災場所での応急活動に協力する。 ・被災者からの相談等の内容を連絡本部へ★¹報告する。 ・連絡本部からの指示により行動する。 【想定される指示は被災状況の報告、連絡本部からの情報の受領、会議の招集】	・長野市BCPに基づき行動

★1 被害状況等の報告は、写真を添付して送信するなど、タブレットを有効に活用して行うものとする。

災害からの 経過時間	長野市議会 災害等対策連絡本部	議長 (本部長)	議員	議会事務局職員
1週間以降	・災害対応に関する意見及び要望事項を整理、集約し、市対策本部へ伝達する。 ・視察の調整 ・議会が実施する国、県、関係団体等への要望、陳情活動 ・BCPに記載の無い事項について協議 ・定例会、臨時会、全員協議会の開催に向けて協議 ・復旧(興)方針等について協議	・会議を招集する。 ・避難所及び被害状況等を確認するための視察を主宰する。 ・議会が実施する国、県、関係団体等への要望、陳情活動を主宰する。	・議長(本部長)が招集した会議に出席し、被害状況等の情報共有に努める。 ・住民等と協力し復旧活動に努める。 ・避難所及び被害状況等を確認するため、連絡本部(議会)が行う視察に参加する。 ・議会が実施する国、県、関係団体等への要望、陳情活動等に参加する。	・長野市BCPに基づき行動

※行動時の留意事項：(1) 災害発生直後は、家屋の倒壊及び火災、道路等の損壊などが想定されることから、移動時は原則として徒歩又は自転車、バイク等を利用し、乗用車は必要に応じて利用する。

(2) 服装は、★²活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具などを携帯するとともに、食料、飲料水等も携帯する。

★² 活動に支障のない安全な服装として、防災服の装備を検討する。

6 新型コロナウイルス感染症への対応指針等

(1) 組織としての対応指針

ア 感染症拡大防止対策を行い、会議を開催する。対策については、議会運営委員会において協議する。

イ 議長は、必要に応じ長野市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部を設置し、当該連絡本部会議の構成員を招集する。

ウ 長野市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(ア) 議員の感染状況の確認を行うこと。

(イ) 新型コロナウイルス感染症長野市対策本部又は長野市新型コロナウイルス感染症対策本部から新型コロナウイルス感染症対応に関する情報を収集し、各議員に連絡すること。

(ウ) 各議員から新型コロナウイルス感染症に関する意見及び要望事項を集約し、新型コロナウイルス感染症長野市対策本部又は長野市新型コロナウイルス感染症対策本部へ伝達し、書面による報告を求めること。

(エ) 新型コロナウイルス感染症長野市対策本部又は長野市新型コロナウイルス感染症対策本部からの依頼事項に関すること。

(オ) 国、県、関係機関等に対する要望活動に関すること。

(カ) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

エ 議員の感染（濃厚接触を含む。）が判明し、かつ、本会議や委員会等、議会運営に影響が及ぶ場合は、議会運営委員会を開催する。（議員の個人情報は非公開）

オ 議員からの感染等に関する報告を受けた時点で、速やかに議会関係諸室等のうち必要な部分の消毒を実施する。

(2) 議員個人としての対応指針

議員自身の新型コロナウイルス感染（濃厚接触を含む。）が判明した時点で、議長へ行動履歴等を報告する。

(3) 新型コロナウイルス感染症（他の感染症を含む。）発生時において、必要に応じ、「5 各フェーズにおける行動指針一覧表」に準じた対応を取るものとする。

長野市議会災害等対策連絡本部設置要綱

平成27年 3 月23日 議会運営委員会決定

(目的)

第1 この要綱は、本市において災害等（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、長野市と連携し応急対策等を図るため、必要な事項を定め適切な対応に資することを目的とする。

(災害対策連絡本部の設置)

第2 本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第23条の2の規定により長野市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置されたとき、かつ、議長が必要と認めるときに長野市議会災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置することができる。

(組織)

第3 連絡本部は、正副議長及び所属議員2人以上の会派を代表する者をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、副本部長は、副議長をもって充てる。

3 連絡本部会議は、長野市議会会議規則（昭和42年長野市議会規則第2号）別表に定める会派代表者会議の開催をもって代えるものとする。

4 本部長は必要に応じ、その他の議員の出席を求めることができる。

5 連絡本部事務局（以下「事務局」という。）は、議会事務局内に置く。

(所掌事項)

第4 連絡本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 議員の安否及び被災の有無を確認すること。

(2) 市対策本部から被災状況及び災害対応に関する情報を収集し各議員に連絡すること。

(3) 各議員から被災状況、災害対応に関する意見及び要望事項を集約し、市対策本部へ伝達すること。

(4) 必要に応じ、会議規則別表に定める長野市議会全員協議会の開催等を議長へ要請すること。

(5) 市対策本部からの依頼事項に関すること。

(6) 国、県、関係機関等に対する要望活動に関すること。

(7) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(市対策本部との連絡)

第5 各議員は、災害対応に関し市対策本部に意見、要望事項等がある場合は、事務局に伝えるものとする。

(連絡本部の解散)

第6 連絡本部は、市対策本部が解散したときに解散するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本部長が必要と認める場合においては、連絡本部の解散を前項の時期と異なるときに行うことができる。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

長野市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部設置要綱

令和3年4月19日 議会運営委員会決定

(目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に係る対応等について市と連携し、議会として適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 市対策本部 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第34条第1項の規定により設置された新型コロナウイルス感染症長野市対策本部をいう。
- (3) 対策本部 長野市危機管理指針に基づき設置された長野市新型コロナウイルス感染症対策本部をいう。

(連絡本部の設置)

第3 議長は、市対策本部又は対策本部が設置されたとき、かつ、議長が必要と認めるときは、長野市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置することができる。

(組織)

第4 連絡本部は、正副議長及び所属議員2人以上の会派を代表する者をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、副本部長は、副議長をもって充てる。
- 3 連絡本部会議は、長野市議会会議規則（昭和42年長野市議会規則第2号）別表に定める会派代表者会議の開催をもって代えるものとする。
- 4 本部長は必要に応じ、その他の議員の出席を求めることができる。
- 5 連絡本部事務局は、議会事務局内に置く。

(所掌事項)

第5 連絡本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 議員の感染状況の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部又は対策本部から新型コロナウイルス感染症対応に関する情報を収集し、各議員に連絡すること。
- (3) 各議員から新型コロナウイルス感染症対応に関する意見及び要望事項を集約し、市対策本部又は対策本部へ伝達し、書面による報告を求めること。

(4) 市対策本部又は対策本部からの依頼事項に関すること。

(5) 国、県、関係機関等に対する要望活動に関すること。

(6) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(連絡本部の解散)

第6 連絡本部は、市対策本部又は対策本部が解散したときに解散するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本部長が必要と認める場合においては、連絡本部の解散を前項の時期と異なるときに行うことができる。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。